

重要経済安保情報と特定秘密の比較

特定秘密保護法別表4類型

- ・防衛 ・スパイ防止
- ・外交 ・テロ防止

重要経済基盤保護情報

- 例・重要インフラ
- ・サプライチェーン
- ・安保共同開発 等

トップシークレット級
シークレット級

漏えいすれば「著しい支障」

特定秘密

(国の存立に関わる)

(重要経済安保情報)

トップシークレット、シークレット級の経済安保上の重要情報は**特定秘密保護法の運用基準見直し**で対応？

コンフィデンシャル級

漏えいすれば「支障」

省秘

重要経済安保情報

コンフィデンシャル級の経済安保上の重要情報の保護は**新法**で対応

機
微
度

関連答弁（4月3日内閣委員会）

（1）高市大臣及び準備室と経産省の答弁の不一致

●高市大臣

「漏えいした場合に、わが国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある重要経済基盤保護情報であって、特定秘密方法における別表に該当しないものが実際にある又は今後直ちに想定されるということはない、政府としてそういう判断に至ったということの説明したもの」

「これは、経済官庁が経済安全保障上重要と考えている情報の保有の現状に照らして内閣官房において、検討した結果、そのような情報が実際にある、又は今後直ちに想定されるということはないという判断に至ったということ」

●猪狩政府参考人（経産省）

「このうちのどのくらいの件数が本法案における重要経済安保情報あるいは重要経済基盤保護情報に該当するかについては、今後の国会審議や本法案成立後に策定される運用基準などを含めた具体的な制度設計を踏まえて明らかになっていくものと承知している」

●飯田政府参考人（準備室）

「私どもの理解としては、経済産業省においても、現時点ではそのようなものとして想定しているものが具体的にあるわけではないと認識をしている」

（2）現在の公文書管理ルールとの関係

●飯田政府参考人（準備室）

「（公文書管理の）ガイドラインの中では、トップシークレット、シークレット、コンフィデンシャルといった区分との関係については、整理を行っていない」

（3）特定秘密との関係

●飯田政府参考人（準備室）

「経済官庁からのご回答などを私どもの方で、今回法案を作成するに当たって、更に精査をした結果として、もちろん、重要経済基盤保護情報であって、特定秘密に該当することになるものはあるかもしれないが、それ以外の特定秘密の別表に該当しないものについては、現時点ではない、あるいは当面想定されないという結論を得て、今回のような法案を提出した」

●高市大臣

「我が国の安全保障に著しい支障を与えるようなトップシークレット、シークレット級の重要経済基盤保護情報について、特定秘密保護法の別表4分野のいずれにも該当しない情報であれば、そもそも特定秘密としての要件を満たさないので、運用基準の見直しを行ったとしても、特定秘密として指定できるようなにはならない」

●岡政府参考人（内調）

（特定秘密保護法の運用基準について）「実際に見直しが必要かどうかについては、新法の運用基準において、新法の秘密の具体像が明らかになってから結論を得るものと理解している」（4/2 内閣・経産連合審査会、立憲・山岸委員）

【参考】民間提供情報を重要経済安保情報に指定した場合にその効果が及ぶ範囲

